

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (出納局総務課) 1

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び教育委員会の管理に属する機関」及び「これらを」を削る。

「出納局長

第3条第1項の表中「出納局次長」を 出納局次長 に、「出納局指導審査課」を「出納局集中業務室長」

納局集中業務室審査課」に、「指導審査課長」を「審査課長」に、「出納局経理課」を「出納局集中業務室経理課」に、「出納局会計事務センター」を「出納局集中業務室調達課」に、

「会計事務センター長」を「調達課長」に、「総合振興局 振興局 」を 振興局 (石狩振興局を除く。)

に改め、同条第2項第1号中「出納局経理課」を「出納局集中業務室経理課」に改め、同項第2号中「出納局会計事務センター」を「出納局集中業務室調達課」に改める。

第5条第1項中「出納局経理課」を「出納局集中業務室経理課」に改め、同条第2項中「出納局会計事務センター」を「出納局集中業務室調達課」に改め、同条第3項中「並びに」を「(空知総合振興局札幌建設管理部(建設指導課を除く。))の分掌する事務を除く。並びに」に改める。

第7条の2を削る。

第8条の2第1項中「出納局会計事務センター」を「出納局集中業務室調達課」に改める。

第8条の3を削る。

第9条第5項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改める。

第11条の2第4項中「出納局会計事務センター」を「出納局集中業務室調達課」に改める。

第12条第1項第8号中「総務部長に」を「出納局長に」に改め、同条第2項第1号中「事務」の次に「(空知総合振興局札幌建設管理部(建設指導課を除く。))及び石狩振興局の分掌する事務を除く。)」を、「前項各号」の次に「(第6号から第10号までを除く。次号及び第3号において同じ。)」を加え、同項第3号中「(第6号から第10号までを除く。)」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 別表第1に掲げる部局(教育局等及び教育委員会又は公安委員会の管理に属する機関である部局を除く。)の長の所掌に属する事務に係る前項第6号から第10号までに掲げる事項(知事の定めるものに限る。)

第12条第3項中「教育長若しくは」を削り、同条第7項中「及び第3項から第6項」を「、第3項及び第5項から前項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第1項及び第3項のほか、第4項の規定により教育局長等及び教育委員会の管理に属する機関の長である部局長に委任しないこととされた事項(知事の定めるものに限る。)の執行を教育長に委任する。

第12条第4項中「前項」を「第3項」に、「された部局長」を「された総合振興局長等」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる部局長に対しては、当該各号に定める」を「第2項第1号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、知事は、教育局長等及び教育委員会の管理に属する機関の長である部局長の所掌に属する事務に係る第1項各号(第6号から第10号までを除く。)に掲げる事項(知事の定めるものに限る。)については、その執行を委任しない。

第13条第1項第7号中「含む」を「含み、知事の定めるものを除く」に改め、同条第2項中「事項」の次に「(知事の定めるものを除く。)」を加え、同条第3項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に、「部局長」を「総合振興局長等」に改め、「いう」の次に「。次項において同じ」を、「第3号」の次に「、第7号」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項のほか、部長は、部長の所管に属する地方公所の所掌する事務に係る第1項第7号に掲げる事項(知事の定めるものを除く。)を専決することができる。

第13条の2第1項中「同項各号」の次に「(第7号を除く。)」を加え、同条第2項中「第4項の」を「第5項ただし書の」に、「並びに教育長」を「、教育長並びに別表第1に掲げる部局(教育局等及び教育委員会又は公安委員会の管理に属する機関である部局を除く。)の長」に、「並びに第4項第1号及び第2号イ」を「及び第5項ただし書」に、「第

12条第5項]を「第12条第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 出納局長は、前条第1項に規定する事務に係る同項第7号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）並びに同条第2項及び第4項に規定する事務に係るこれらの項に規定する事項（知事の定めるものに限る。）を専決することができる。

第14条第14号中「登録」の次に「（知事の定めるものを除く。）」を加える。

第14条の2第1号中「会計事務センター長」を「審査課長、調達課長又は職員事務課長」に改め、同号イ中「第4項の」を「第5項ただし書の」に、「同条第2項各号並びに第4項第1号及び第2号イ」を「同条第2項第1号から第3号まで及び第5項ただし書」に、「第12条第5項」を「第12条第6項」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 財産管理課長 次に掲げる事項

ア 前条に規定する事務に係る同条第13号及び第14号に掲げる事項（知事の定めるものに限る。）

イ 第12条第2項の規定により別表第1に掲げる部局（教育局等及び教育委員会又は公安委員会の管理に属する機関である部局を除く。）の長に対しその執行を委任しないこととされた同項第4号に掲げる事項（前条第13号及び第14号に掲げる事項に係る部分に限る。）

第16条第2号及び第3号中「指導審査課長」を「審査課長」に改める。

第18条及び第81条第3項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改める。

第89条第1項及び第2項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「又は前項の規定による送付を受けたとき」を削り、同項を同条第3項とする。

第90条中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改める。

第92条第3項、第93条第3項及び第94条第3項中「第89条第4項」を「第89条第3項」に改める。

第111条第2項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第113条第1項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「第4項に」を「前項に」に改め、「又は前項の規定による戻入命令書（第4項の規定に係るものに限る。）の送付」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第140条第3号、第5号及び第6号中「総務部長」を「出納局長」に改める。

第203条の2第1項中「の部」の次に「又は出納局」を加え、同項第1号、第4号及び第

8号中「総務部」を「出納局」に改め、同条第2項中「の部」の次に「又は出納局」を加え、同項第3号中「又は地方部局」を削り、同条第3項中「次に掲げる公有財産は、」を削り、「かかわらず」の次に「、2以上の部局又は地方部局の所掌する事務又は事業並びに部局及び教育委員会の所掌する事務又は事業の用に供する公用財産は」を加え、同項各号を削り、同条第4項中「（教育委員会の管理に属する機関である地方公所を除く。第205条第2項において同じ。）」を削り、「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第203条の3第1項中「前条第3項第1号に掲げる」を「前条第3項に規定する」に、「第6項」を「第8項」に改め、同項第1号中「総務部長」を「出納局長」に改め、同条第2項中「総務部長」を「出納局長」に改める。

第203条の4第2項中「に関する記録を備え、常にその状況を明らかにして」を「を把握して」に改める。

第204条の16中「若しくは第6号」を「から第7号まで」に、「若しくは第5号」を「から第6号まで」に、「総務部長」を「出納局長」に改める。

第204条の18中「総務部長に」を「出納局長に」に改める。

第204条の19第1項中「又は不適當」及び「と認める」を削り、「総務部長又は建設部長若しくは」を「建設部長又は」に改め、同条第2項中「総務部長並びに」を削り、「当該公有財産の取得等の」を「当該」に改め、同条第3項中「総務部長並びに」を削り、「総務部長及び建設部長」を「建設部長及び出納局長」に改める。

第204条の20第1項中「又は不適當」及び「と認める」を削り、「総務部長又は建設部長若しくは」を「建設部長又は」に改める。

第205条第2項中「（教育委員会の管理に属する機関の長である地方公所長を除く。）」を削る。

第205条の16の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第1項中「総務部長に」を「出納局長に」に改め、同項第4号中「引継」を「引継ぎ」に、「と総務部長が認めたもの及び財産の所在等の関係から引継を受けることが著しく不適當であると総務部長が」を「等の理由により、用途廃止前に当該財産が所属していた部、部局又は地方部局が引き続き管理することが適當であると知事が」に改める。

第205条の31及び第206条の10中「総務部長に」を「出納局長に」に改める。

第208条の5、第282条及び第289条中「総務部長」を「出納局長」に改める。

第311条中「第111条第5項後段」を「第111条第4項後段」に改める。

第312条第2項中「第113条第7項」を「第113条第6項」に改める。

第323条、第325条第1項及び第3項並びに第327条第2項中「、出納員又は分任出納員」を「又は出納員」に改める。

第348条第1項第3号中「並びに」を「及び」に改め、「及び分任出納員」を削り、同条第2項中「、東京事務所長又は教育局の長」を「又は東京事務所長」に改める。

第350条第1項中「、教育局の長をして検査を行わせる場合にあっては教育局の長」を削る。

第358条第3項を削る。

第363条第1項第1号中「出納局経理課長」を「経理課長」に改め、同条第2項中「出納局経理課」を「出納局集中業務室経理課」に改める。

附則第7項から第9項までを削る。

別表第1の2中「消防学校 開拓記念館」を「空知総合振興局（札幌建設管理部（建設指導課を除く））を
石狩振興局
札幌道税事務所
消防学校
開拓記念館
女性相談援助センター

く。）に限る。）

「心身障害者総合相談所
精神保健福祉センター
向陽学院
検量検定所
札幌高等技術専門学院」
に、「精神保健福祉センター」を 向陽学院 に改める。

別表第1の3中

障害者職業能力開発校	空知総合振興局長
札幌道税事務所 女性相談援助センター 心身障害者総合相談所 向陽学院 計量検定所 札幌高等技術専門学院	石狩振興局長

を

「障害者職業能力開発校 空知総合振興局長」に改める。

別表第2の5の項中「指導審査課長」を「審査課長」に改め、同表の6の項中「指導審査課長」を「審査課長」に改め、「会計事務センター長（知事の定めるものに限る。）」を削る。

第70号様式中「総務部長」を「出納局長」に改め、同様式末尾欄外注3の事項中「総務部長」を「出納局長」に改める。

第72号様式中「総務部長」を「出納局長」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「総務部長」を「出納局長」に改める。

第74号様式中「出納員等」を「出納員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前の北海道財務規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）がした行政財産の使用の許可で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の規則の規定により総合振興局長等に対してなされた行政財産の使用の許可の申請で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則による改正後の北海道財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により知事がした許可又は知事に対してなされた申請とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。